R　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 14 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

S　モノレール事業等を経営する市町村が当該モノレール事業等に対し出資する財源に充てるため昭和 51 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債については公営分として定める率）を乗じて得た額

T　モノレール事業等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため昭和 51 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除くものとし、平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の額のうち、当該高速鉄道事業債の起債対象事業費の 20 パーセント相当額を基礎として、当該市町村の当該第三セクターの資本金等に対する出資割合に応じて総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

U_n　都道府県の項第 9 号算式Ｘの符号 B_n に同じ。

V_{12} ＝ 0.054

V_{13} ＝ 0.054

V_{14} ＝ 0.050

V_{15} ＝ 0.054

V_{16} ＝ 0.053

V_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.046

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.060

V_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.041

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.062

R　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 14 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

S　モノレール事業等を経営する市町村が当該モノレール事業等に対し出資する財源に充てるため昭和 51 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債については公営分として定める率）を乗じて得た額

T　モノレール事業等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため昭和 51 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除くものとし、平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の額のうち、当該高速鉄道事業債の起債対象事業費の 20 パーセント相当額を基礎として、当該市町村の当該第三セクターの資本金等に対する出資割合に応じて総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

U_n　都道府県の項第 8 号の算式Ｘの符号 B_n に同じ

V_{11} ＝ 0.057

V_{12} ＝ 0.054

V_{13} ＝ 0.054

V_{14} ＝ 0.050

V_{15} ＝ 0.054

V_{16} ＝ 0.053

V_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.046

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.060

V_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.041

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.062